

「もう検査
したけど」
「大丈夫
だったよ」

ちょっと待って! そのアスベスト

国の要請により
アスベストの再検査が必要です

経緯

- アスベストの種類には、大きくクリソタイル等（クリソタイル、クロシドライト、アモサイト）とトレモライト等（トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト）があります。
- これまで行われていた分析調査では、主にクリソタイル等を対象とし、トレモライト等を対象としていない調査もありましたが※、最近になって吹き付け材からトレモライト等が検出されました。
- このため、厚生労働省労働基準局は平成20年2月6日付け基安化発第0206003号「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」の通達を行い、分析調査の徹底を要請しています。

※平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」の1.「適用範囲」として「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされています。

アスベストの種類		
蛇紋石系	クリソタイル (白石綿)	
	クロシドライト (青石綿)	これまでの 分析対象
	アモサイト (茶石綿)	
角閃石系	トレモライト	
	アクチノライト	
	アンソフィライト	

対策

1. 過去に行った分析調査で
クリソタイル等のみを対象としている※



2. クリソタイル等がその重量の
0.1% を超えて含有しないと判断された



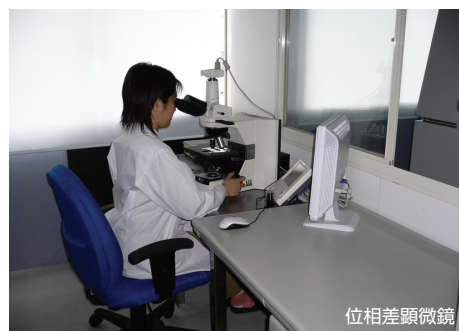
トレモライト等を対象とした JIS 法による分析調査が必要です。

- なお、過去の X 線回折分析調査においてトレモライト等の回折線のピークが認められ、トレモライト等がその重量の 0.1% を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査をする必要はありません。
- また、今後新たに行う分析調査においては、トレモライト等を含むすべての石綿を対象とする必要があります。

※平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（平成18年8月21日廃止済）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」、及び平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日廃止済）の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」によるものも含まれます。

石綿障害予防規則では、
建築物または工作物の解体を行う場合、
建材中の石綿含有の有無を調査するよう
規定されています。

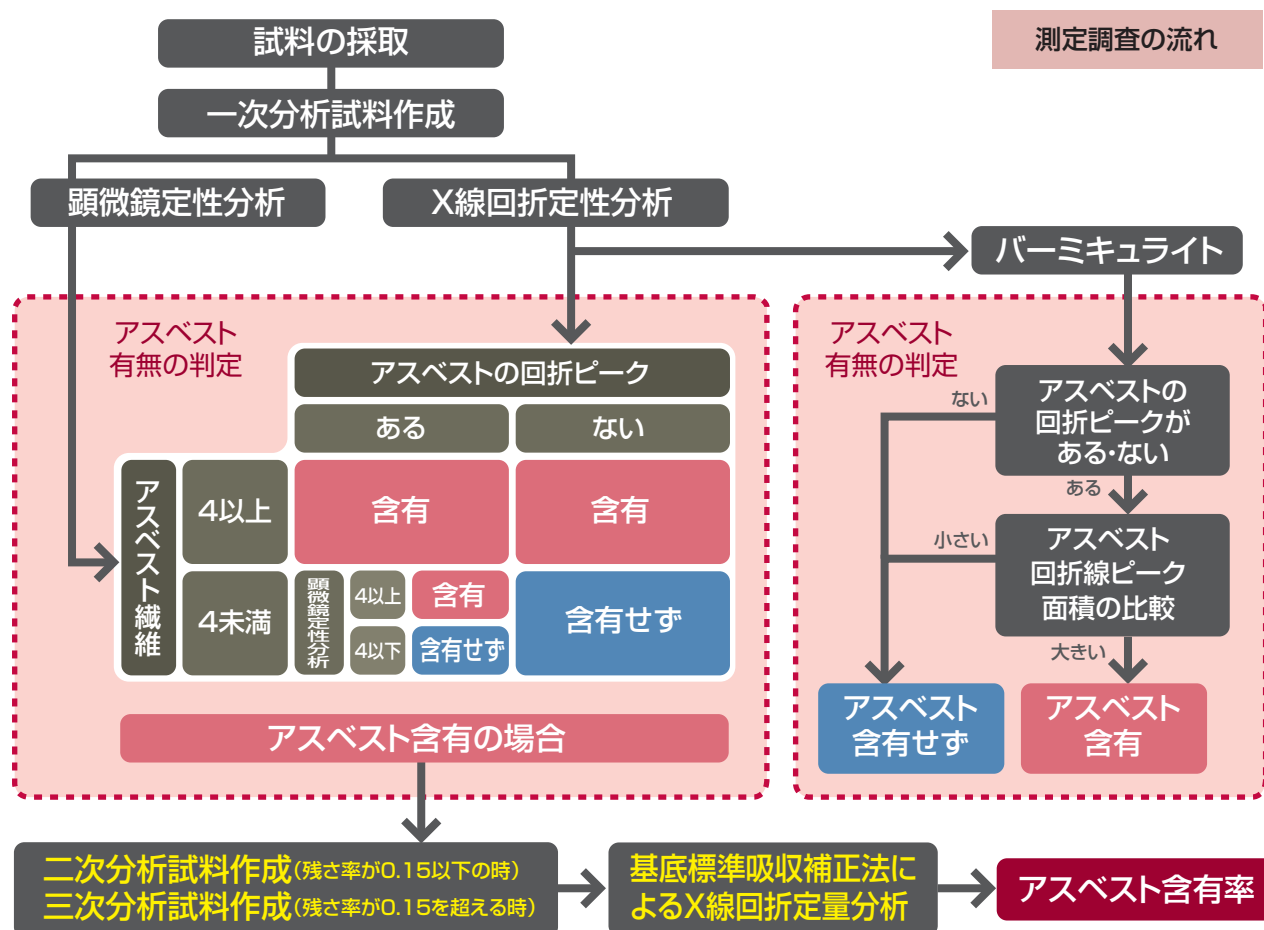
- 弊社では、アスベストの含有の有無が不明確である建材を対象に、石綿障害予防規則で規定されているアスベストの分析方法である「建材製品中のアスベスト含有率測定方法 JIS A 1481:2008」に従った分析を実施しております。
- 具体的には、位相差顕微鏡及びX線回折装置を用いて建材製品中のアスベストの有無の確認(定性)とアスベストの含有率の測定(定量)を実施しています。



位相差顕微鏡



X線回折装置



お問い合わせ先



東和環境科学株式会社

広島本社 | 〒730-0841 広島市中区舟入町6番5号
営業部 | TEL(082)297-6111 FAX(082)292-8161